

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

人事課

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則

会計課

【告示】

○ 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正

用度課

○ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正

”

（以上県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十五号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号中「十五日」を「二十日」に改める。

第四十八条第四項中「（同規則第五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

第九十六条第一項中「ときは、五日以内」を「日の翌日から起算して五日以内（休日を除く。）」に改める。

第五十二条第三項第一号及び第四号中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第四項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第六十六条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二百六十八条第一項中「契約書、」を削る。

第二百七十条第一項ただし書中「総務事務システム」を「支出負担行為決議書及び総務事務システム」に改める。

別表第二の十の項(6)ハ及びニを削る。

別表第六の一の項中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同表の二の項中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同表の三の項中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同表の四の項中「五十万円」を「百万円」に改め、同表の五の項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同表の六の項中「百万円」を「二百万円」に改める。

別表第十の一の項及び二の項中「による。ただし、時効期間」を削り、「五年」を「、当該法令で定める時効期間」に改める。

様式第三百三十七号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第三百三十八号中「(県事務所長)」を「(県事務所長)」に改める。

「二」、「(県事務所長)」を「(県事務所長)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第十の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの規則による改正前の岡山県財務規則（以下「旧規則」という。）第五百五十二条第三項第一号に規定する一般競争入札、指名競争入札若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百五十一号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第一項の表中「二百五十万円」を「四百万円」に、「五百万円」を「八百万円」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十二号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三条第一項の表中「五百万円」を「八百万円」に、「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。